

第3次湯梨浜町教育振興基本計画（案）パブリックコメント実施結果について

1 実施期間 令和2年9月14日（月）～令和2年10月2日（金）

2 提出意見数 1件

3 寄せられた意見とその対応について

番号	項目	該当ページ	提出された主な意見	意見に対する考え方	修正の有無
1	フッ化物洗口事業について	p. 61, 62	<p>①学校では注射をはじめ薬物の服用は現在は禁止されているにもかかわらず、この事業が継続されている理由を説明いただきたい。</p> <p>②①と関連して、本事業の実施期間中の成果と課題をデータをもとに学校、保護者に示していただきたい。</p> <p>③実施5年を経過した今、学校での事業実施ではなく、保護者への希望制にしてほしい。（目標値100%の見直し）</p>	<p>①フッ化物洗口の安全性は、「フッ化物洗口ガイドライン」によると、適正な濃度と量を守れば、健康被害が発生することはないとされています。また、学校等の集団の場で行うフッ化物洗口については、昭和60年に国会において「学校におけるフッ化物水溶液による洗口は、（中略）学校における保健管理の一環として実施されているものである」という政府見解が示されており、学校保健安全法第14条に規定する健康診断の結果に基づく疾病の予防措置に該当するもので、各学校が学校保健安全法第5条に基づいて学校保健計画又はそれに準じた計画に位置づけ、学校における保健管理の一環として実施されるものですので、学校等の集団の場でフッ化物洗口を行うことは法に抵触するものではありません。WHOをはじめとする世界の専門機関も安全性を認め、虫歯予防に効果的な方法として推奨しています。湯梨浜町の虫歯罹患率の年々改善されてきており、また、保護者アンケートの意見においても「やってよかった」「続けてほしい」など前向きな意見が多く、町教育委員会としては続けていく必要がある事業だと考えています。</p> <p>②学校から提供いただく歯科検診結果をもとに、結果をお返しすることはできます。機会をとらえて、学校教職員保護者の方に示したいと考えています。</p> <p>③さまざまな家庭環境の児童生徒がいる中、学校で実施することが、全ての児童生徒へフッ化物洗口の機会を提供することになると考えております。現在でもフッ化物洗口の実施にあたっては希望者（同意する人）のみの事業となっています。</p>	無